

選定療養費の定額料金改定のお知らせ

診療報酬改定に伴い、選定療養費を令和4年10月以降、厚生労働省が定める額に引き上げることとなりました。
初診の際は紹介状をお持ちいただくようお願いいたします。

初診の場合

- ・他の医療機関からの紹介状を持参されない場合
- ・当院の他の診療科の紹介を受けていない場合

区分	令和4年9月30日まで	令和4年10月1日から
医科	5,500円 →	7,700円
歯科	4,400円 →	7,700円

※金額は税込み

再診の場合

当院から他の医療機関を紹介したにもかかわらず、ご自身の希望により再度当院を受診される場合

区分	令和4年9月30日まで	令和4年10月1日から
医科	2,750円 →	3,300円
歯科	2,200円 →	3,300円

※金額は税込み

徴収対象外の条件等詳細については職員へお尋ねください。

